

平成18年第1回名寄市議会定例会会議録  
開会 平成18年6月5日(月曜日)午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 平成18年度市政執行方針・教育行政執行方針  
日程第4 議案第1号 名寄市総合計画策定審議会条例の制定について  
日程第5 議案第2号 名寄市議会の議員その他非常勤及び臨時の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について  
日程第6 議案第3号 名寄市総合療育センター条例の一部改正について  
日程第7 議案第4号 名寄地区障害程度区分認定審査会の共同設置について  
日程第8 議案第5号 名寄市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について  
日程第9 議案第6号 平成18年度名寄市一般会計予算  
議案第7号 平成18年度名寄市国民健康保険特別会計予算  
議案第8号 平成18年度名寄市老人保健事業特別会計予算  
議案第9号 平成18年度名寄市介護保険特別会計予算  
議案第10号 平成18年度名寄市下水道事業特別会計予算  
議案第11号 平成18年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算  
議案第12号 平成18年度名寄市簡易水道事業特別会計予算  
議案第13号 平成18年度名寄市公設地方卸売市場特別会計予算

議案第14号 平成18年度名寄市食肉センター事業特別会計予算

議案第15号 平成18年度名寄市病院事業会計予算

議案第16号 平成18年度名寄市水道事業会計予算

日程第10 報告第1号 平成17年度名寄市一般会計予算繰越明許費の繰越の報告について

日程第11 報告第2号 専決処分した事件の報告について

日程第12 報告第3号 公害の現況に関する報告について

日程第13 報告第4号 名寄市土地開発公社の経営状況について

報告第5号 株式会社名寄振興公社の経営状況について

報告第6号 株式会社ふうれん望湖台振興公社の経営状況について

報告第7号 株式会社ふうれんの経営状況について

報告第8号 名寄市社会福祉事業団の経営状況について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 平成18年度市政執行方針・教育行政執行方針  
日程第4 議案第1号 名寄市総合計画策定審議会条例の制定について  
日程第5 議案第2号 名寄市議会の議員その他非常勤及び臨時の職員の公務災害補償

- 等に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第3号 名寄市総合療育センター  
条例の一部改正について
- 日程第7 議案第4号 名寄地区障害程度区分認  
定審査会の共同設置について
- 日程第8 議案第5号 名寄市非常勤の職員の報  
酬及び費用弁償に関する条例の一部改  
正について
- 日程第9 議案第6号 平成18年度名寄市一般  
会計予算  
議案第7号 平成18年度名寄市国民  
健康保険特別会計予算  
議案第8号 平成18年度名寄市老人  
保健事業特別会計予算  
議案第9号 平成18年度名寄市介護  
保険特別会計予算  
議案第10号 平成18年度名寄市下  
水道事業特別会計予算  
議案第11号 平成18年度名寄市個  
別排水処理施設整備事業特別会計予算  
議案第12号 平成18年度名寄市簡  
易水道事業特別会計予算  
議案第13号 平成18年度名寄市公  
設地方卸売市場特別会計予算  
議案第14号 平成18年度名寄市食  
肉センター事業特別会計予算  
議案第15号 平成18年度名寄市病  
院事業会計予算  
議案第16号 平成18年度名寄市水  
道事業会計予算
- 日程第10 報告第1号 平成17年度名寄市一般  
会計予算繰越明許費の繰越の報告につ  
いて
- 日程第11 報告第2号 専決処分した事件の報告  
について
- 日程第12 報告第3号 公害の現況に関する報告  
について
- 日程第13 報告第4号 名寄市土地開発公社の経

- 営状況について
- 報告第5号 株式会社名寄振興公社の  
経営状況について
- 報告第6号 株式会社ふうれん望湖台  
振興公社の経営状況について
- 報告第7号 株式会社ふうれんの経営  
状況について
- 報告第8号 名寄市社会福祉事業団の  
経営状況について

### 1. 出席議員（35名）

議長	33番	田中	之繁	議員
副議長	19番	堀江	英一	議員
	1番	宮田	久	議員
	2番	佐藤	靖	議員
	3番	竹中	憲之	議員
	4番	岩木	正文	議員
	5番	駒津	喜一	議員
	6番	山口	祐司	議員
	7番	日根野	正敏	議員
	8番	林	寿和	議員
	9番	木戸口		真議員
	10番	植松	正一	議員
	11番	高橋	伸典	議員
	12番	猿谷	繁明	議員
	13番	黒井		徹議員
	14番	渡辺	宏治	議員
	15番	田中	好望	議員
	16番	野本	征清	議員
	17番	佐藤		勝議員
	18番	谷内		司議員
	20番	熊谷	吉正	議員
	21番	渡辺	正尚	議員
	22番	栗栖	賢一	議員
	23番	東	千春	議員
	24番	宗片	浩子	議員
	25番	野々村		勝議員
	26番	中野	秀敏	議員

28番	村	端	利	克	議員
29番	川	村	正	彦	議員
30番	福	光	哲	夫	議員
31番	齊	藤		晃	議員
32番	武	田	利	昭	議員
34番	三	宅	幹	夫	議員
35番	小野	寺	一	知	議員
36番	大久保		光	義	議員

---

### 1. 欠席議員（0名）

---

#### 1. 事務局出席職員

事務局	長	伊	藤	矩	康
書記		間	所		勝
書記		久	保		敏
書記		佐	藤	葉	子
書記		開	発	恵	美

---

#### 1. 説明員

市長	島	多	慶	志	君
助役	今	尚		文	君
助役	小	室	勝	治	君
総務部長	石	王	和	行	君
生活福祉部長	山	内		豊	君
経済部長	手間	本		剛	君
建設水道部長	松	尾		薫	君
福祉事務所長	中	西		薫	君
上下水道室長	関	下	富	士	夫
教育長	藤	原		忠	君
教育部長	今			裕	君
市立総合病院事務部長	佐	藤	健	一	君
市立大学局長	中	尾	裕	二	君
市立大学局長	森	山	良	悦	君
監査委員					

---

○議長（田中之繁議員） ただいまより平成18年第1回名寄市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

3番 竹 中 憲 之 議員

35番 小野寺 一 知 議員

を指名いたします。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第2 会期の決定について、お諮りをいたします。

今期定例会の会期は、本日より22日までの18日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より22日までの18日間と決定いたしました。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第3 これより平成18年度市政執行方針・教育行政執行方針を行います。

初めに、平成18年度市政執行方針を行います。島市長。

○市長（島 多慶志君） おはようございます。平成18年第1回名寄市議会定例会の開会に当たり、市政執行の基本的な考えを申し上げ、議員各位を初め、市民の皆さんの御理解と御協力をいただきたいと思いをします。

我が国は21世紀を迎えて成熟の時代に入り、人々の価値観が多様化する中、地方自治の形態は国主導による画一的な行政手法から、地方分権による地域・住民が主体となった個性的なまちづくりへと転換してきています。

新たな基礎自治体は、地方分権の受け皿として

の能力が問われるとともに、行政情報を積極的に公開・共有する中から市民と行政の協働による自治を確立し、自己決定・自己責任の原則に立った個性あるまちづくりを進めることが求められています。

しかしながら、少子高齢化の進行や国・地方における危機的財政状況など様々な問題を抱え、基礎自治体を取り巻く情勢は大変厳しいものとなってきています。

こうした中、本年3月27日に風連町と名寄市は、新たな変革の時代に対応するため、互いの自主性と自律性を尊重し、合併の道を選択いたしました。

4月23日の市長選挙におきまして、新名寄市の初代市長の重責を担うことになりましたが、2市町の速やかな一体化に意を配し、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図るため、合併協議の中で多くの市民が参画して策定された「新市建設計画」を基本とし、新たなまちづくりのために全力で取り組んでまいりますので、一層の御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

ここに、平成18年度の市政執行の基本的な考え方について申し上げます。

一点目は、「市民の一体感の形成について」であります。

合併後、2カ月余り経過をいたしました。市民の皆さんには旧市町へのこだわりが残っているのではないかと思います。これまで長年にわたり2つの自治体のもとで行政サービスが行われてきましたので、当然のこととは思いますが、今後できる限り早期に、名寄市民としての融和を図り、3万2千市民の一体感の醸成に努めながら、合併して良かったと言われるようなまちづくりを、積極的に推進してまいります。

二点目は、「新総合計画の策定と協働によるまちづくりについて」であります。

まちづくりの主役は市民であり、市民と行政のパートナーシップのもと、協働によるまちづくり

を進めることが何よりも重要であると考えています。

新市の将来のあるべき姿を描いた、市政運営の柱となる「名寄市総合計画」については、平成19年度スタートを目指し策定してまいります。

総合計画の策定に当たりましては、合併協議会で策定された「新市建設計画」の基本的考え方、事業計画等を踏まえながら、策定審議会をはじめ多くの市民の皆さんに参画をいただき、協働のもとで計画づくりを進めてまいります。

また、合併による行政区域の広域化に対応した地域コミュニティのあり方について、小学校区を単位とした地域自治区について検討し、理解を深めていただくため議論の場を作ってまいります。

さらに、分権社会に対応した新しいまちづくりを進めるため、市民と行政の役割などを明らかにする「自治基本条例」の策定手法を検討してまいります。

三点目は、「まちづくりを支える行財政基盤の確立について」であります。

歳入の減少や行政経費の増大など、財政状況がさらに厳しさを増す一方、行政に対する住民ニーズはますます多様化、複雑化しています。その中で旧市町が取り組んでいた以上に行財政改革を積極的に進め、財源の確保を図っていかねばなりません。

そのため、新たな行財政改革推進計画を早急に作成し、一層の行財政改革に努めてまいります。

また組織・機構については、他の自治体では余り例のない両市町の庁舎を活用する「分庁方式」を採用していますので、「市民の皆さんに不便がないか」「効率的に事務が行われているか」などを常に点検しながら、市民ニーズに的確かつ柔軟にこたえられる行政運営の充実強化に努めてまいります。

以上、市政推進の基本的な考え方について申し上げます。

次に、平成18年度の予算編成について申し上げ

ます。

国の予算は、郵政民営化の着実な実施、政策金融改革、総人件費改革、資産・債務改革、市場化テストによる民間への業務開放・規制改革等を通じ、「小さくて効率的な政府」を実現するとともに、「2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化」及び「デフレの克服、民需主導の持続的経済成長」の実現を図るべく編成されました。

平成18年度の経済見通しについては、景気の動向が地域や業種によってばらつきが見られるものの、民間需要中心の緩やかな回復を続け、国内総生産の実質成長率は1.9%程度と見込まれています。

地方財政対策については、地方財政計画の規模が83兆1,508億円で、前年度に比べ0.7%のマイナスとなり、5年連続の減額となりましたが、「安定的な財政運営に必要な一般財源総額」は対前年比で204億円伸び、55兆6,334億円となり、前年に引き続き確保されることになりました。

我が国は今、人口増加の時代から人口減少の時代へ、高齢化社会から高齢社会へと移り変わる歴史の転換点に立ち、経済の停滞、社会保障の水準低下、地方自治体の財政基盤の弱体化が危惧されています。

こうした中、名寄市の平成18年度予算は、新・名寄市の誕生に伴い、3カ月間の暫定予算で執行してまいりました。「本予算」案は旧風連町長と旧名寄市長の間で協議が調いました「新市に引き継ぐ予算」案に若干の補正を加え、地域経済及び雇用にも配慮した公共施設の整備、産業基盤・観光資源の整備・拡充、学校教育環境の充実、名寄市立大学の円滑な運営と地域への貢献、より効果的で持続可能な福祉サービスの5本を柱に編成いたしました。

一般会計予算案の規模は184億521万6千円となり、旧市町合算の前年度予算額に比べると2.2%のマイナスになりました。

また、8つの特別会計予算案は109億8,528万7千円、2つの企業会計予算案は87億5,532万6千円となり、全会計の総額では381億4,582万9千円となりました。

国は、歳出を大胆に見直す「小さくて効率的な政府」を進めておりますが、その中で地方に更なる自立を求め、人口・面積を中心に配分する「新型交付税」を平成19年度予算から導入することが検討され、地方の厳しい財政運営に一層拍車がかかるものと思われまます。

合併しても、劇的に財政が豊かになる訳ではなく、住民同士の融合を進め、合併特例債等を活用して、新しいまちづくりを進めるために、合併特例法による財政支援と時間的余裕をいただいたものと考えています。

今後も厳しい財政状況が続く中で、今までの発想での積上型予算編成はすでに不可能であり、子や孫に支えきれない負の遺産が残らないよう、真に必要な施策を厳選することにより、住民福祉の増進に努めてまいります。

次に、行政の運営についてであります。

合併記念式典を7月下旬に開催し、改めて新市の誕生を記念し、行政と市民の皆さんが一体感を持って発展していけるよう取り組んでまいります。

次に、行財政改革の推進について申し上げます。

現在の地方公共団体は、高度・多様化する住民ニーズに適切に対応できる能力を備えた効率的な体制を整備・確立することが求められています。また、国から示された指針においては、行政自らが担う役割を明確化していくことが求められていることから、新しい視点に立ち、不断に行財政改革に取り組み、従来の体制を刷新していくことが必要です。

このようなことから、「新・行財政改革推進計画」を策定してまいります。

次に、市民参加の推進についてであります。

広報広聴については、市民や地域が主体となってまちづくりを進めるために、広報なよろやホー

ムページなどを通じて、市民が市政を身近に感じるように情報公開の充実を図ってまいります。

また、各種懇談会などで直接意見をお聴きし、市民の声が反映できる市政運営を心がけてまいります。

さらに、施設見学会や出前トークなどを充実し、市民の皆さんが市政への理解と関心を深め、行政情報を共有できるよう努めてまいります。

次に、合併特例区について申し上げます。

旧風連町の区域に法人格を持った「合併特例区」が設置されており、これまでに特例区長及び協議会委員が選任されましたので、両者の連携のもとで、規約に定められている事務事業の円滑な推進とあわせて、風連地域の振興に努めてまいります。

次に、地域情報化の推進についてであります。

住民情報や税務情報などを総合管理し、住民サービスに直結する業務を支援するシステムとして名寄市総合行政システムが新たに稼働し、各種行政サービスの提供を開始いたしました。

また、名寄市行政情報提供システムを利用した議会中継、不審者情報などの情報提供を、新市ポータルサイトを通じて行っています。

市民が安心してサービスを受けられるよう、情報セキュリティの確保に努めながら、今後も市民サービスの向上に取り組んでまいります。

次に、統計について申し上げます。

多様化する市民ニーズに対応した質の高い行政サービスは、情報基盤の整備とともに統計諸調査によるところが大きいと考えています。情報通信技術の普及とあわせてデータの提供も大切な役割であり、近年、調査環境が厳しくなってきていますので、調査活動がスムーズに進むようお力添えをお願いいたします。

今年度の指定統計調査は、学校基本調査、工業統計調査、事業所企業統計調査ですが、特に10月1日で行われる事業所企業統計調査では旧名寄市1,350、旧風連町230の事業所・企業が対

象になっています。

調査員がお伺いしての調査となりますが、市民の皆さんに御理解と御協力をお願いするところです。

次に、国際・国内交流についてであります。

国際交流については、旧名寄市においてカナダ・リンゼイ市（現カワーサレイク市）、ロシア・ドーリンスク市と姉妹都市・友好都市としての交流を重ねてきたところでありますが、今後も交換学生や市民団体の相互派遣を中心に交流を継続し、友好の絆を深めてまいります。

国内交流については、旧市町がそれぞれ交流してきました東京都杉並区、山形県鶴岡市藤島（旧藤島町）とは、これまでの経緯を踏まえて、住民相互の交流や特産品の販売活動など、さらなる友好関係を築いてまいります。また東京なよろ会をはじめ札幌・旭川などのふるさと会とも、交流の輪が広がるよう積極的に取り組みを進めてまいります。

さらに、交流拠点施設として国土交通省の補助採択を受け、旧西田邸を改修整備し、歴史的建造物の保存・活用に取り組み、交流人口の拡大を図ってまいります。

次に、健康づくりの推進についてであります。

「自分の健康は、自分で守る」という健康意識の啓発を図るとともに、各種がん検診や基本健康診査につきましては、対象年齢を40歳から35歳に引き下げ、早期に検診を受けることができる体制を整えたところであります。

また、検診結果を経年的に管理できるシステムの充実を図り、生活習慣病の予防対策にも力を注いでまいります。

本年10月からは、65歳以上の高齢者を対象に、予防医療の観点から「肺炎球菌ワクチン」の接種に際し、一部助成制度を取り入れ、高齢者の健康管理と医療費の抑制に努めてまいります。

次に、市立総合病院について申し上げます。

昨年12月、国は医療制度改革大綱を定め、今

後これに基づいた医療制度の柱である保健医療システム、診療報酬制度、医療保険制度などで医療費抑制策が講じられると思われま

す。このような中、地域の病院・診療所との連携を深め、医師の派遣や研修会の開催、市民公開講座による生活習慣病の予防に対する意識の高揚を推進し、道北第3次医療圏の地方センター病院として地域医療の向上を目指してまいります。

さらに、高度・多様化している最近の医療ニーズに対応するため、診療・看護体制の充実に努め、また医療機器の整備・更新、職員の資質を高めるための研修なども行ってまいります。

近年、医師の都市部への偏在に加えて、2年前に新医師臨床研修制度が発足したことにより、自治体病院では医師の派遣が中止されるなど、地域医療を取り巻く環境は大変厳しくなっています。

幸い当院では、現在11名の研修医を受け入れておりますが、今後も一層臨床研修プログラムを充実させ、当院独自の医師確保につながるように努めてまいります。

自治体病院を取り巻く経営環境は厳しい状況ですが、今後も安心・信頼の医療確保と経営の健全化に努めてまいりますので、御理解のほどお願いいたします。

次に、社会福祉の充実についてであります。

児童福祉について申し上げます。

多様化する保育ニーズ、核家族化による子育て不安など、子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。これらに対応するため、延長保育や一時保育など、保育サービス内容の充実を図り、また子育て支援センターを中心に子育て支援の充実に努めてきたところです。

新市として、保育所等の子育て環境の課題について調査研究を進めるため、専任の担当者を配置したところでありますが、名寄市次世代育成支援行動計画に沿い、厳しい社会情勢の下で、安心して子供を産み、育てることができる環境づくりの整備に努めてまいります。

次に、高齢者福祉について申し上げます。

新市の高齢化率は、4月末で25.1%となり、全道の平均19.6%と比べて高く、急速に進行する状況となっております。高齢者が元気に健康的な生活を長い間維持していくためには、介護予防施策の推進が一層重要であり、平成15年度から実施してまいりました「高齢者体力づくり教室」通称「元気会」は、今年度の南地区の開催で旧名寄市の全地区を周回したことになりますが、さらに旧風連町の区域にも拡大し、予防介護の充実に努めてまいります。

次に、障害者福祉について申し上げます。

平成15年4月から、身体障害者や知的障害者に対するサービスの提供が支援費制度に移行し、利用者本位の考え方が明確にされてきております。しかしながら、精神障害者につきましては、支援費制度の対象外であることから、国は「障害者福祉サービスの一元化を図る」ことを大きな柱とする「障害者自立支援法」を制定し、本年4月に施行したところであります。

「障害者自立支援法」の実施に当たりましては、具体的なサービスの提供方法等を盛り込んだ「障害者福祉計画」を各市町村が定めることとしており、本年度中に名寄市保健医療福祉推進協議会において、障害者等の方々のニーズや意見を反映させた第1期計画の策定を進め、これからの障害者福祉施策推進の基本とする考えであります。

次に、介護保険について申し上げます。

介護保険制度の改正に伴い、これまでの在宅介護支援センターの機能を、充実発展させた地域包括支援センターにつきましては、規模や位置、設置数など多くの解決すべき課題がありますが、平成19年4月の開設に向け、準備を進めております。

本年3月の合併前に、両市町がそれぞれ策定しました第3期高齢者保健医療福祉計画及び介護保険事業計画につきましては、新市として統一した介護保険料の設定を含め、新たな計画を定める必

要がありますので、両地域からの市民で委員会を組織し、計画の策定を進めてまいります。

次に、安全な市民生活についてであります。

安全な市民生活を確保するために、水害等の災害に備えた名寄市独自の地域防災計画を今年度中に策定いたします。

策定に当たりましては、名寄市防災会議条例に基づき、旧市町及び北海道の地域防災計画を踏まえつつ、防災関係法令の改正等に対応した内容となるよう取り進めます。

また、国民保護法で義務付けられている「名寄市国民保護計画」を策定してまいります。策定に当たりましては、名寄市国民保護協議会において計画案を審議いただくこととなりますが、策定過程において議会や市民の意見等を聴取する機会を設けるなど、市民への情報公開に努めてまいります。

次に、消防事業について申し上げます。

消防施設整備につきましては、名寄消防署に第一線車両として配置されている水槽付消防ポンプ自動車は、老朽化による性能低下が見られるため更新をいたします。

また、風連出張所に配置しております救急自動車に監視モニター（心電図）を装備し、救命率の向上を図り、消防・救急体制の充実に努めてまいります。

次に、交通安全対策について申し上げます。

市民の人命尊重を第一に交通事故防止に努めてまいりましたが、残念ながら去る5月6日、6月4日と続いて市内において死亡事故が発生しました。今後も悲惨な交通事故が発生しないように関係機関・団体と連携を図り、交通安全運動を進めてまいります。

次に、生活安全対策について申し上げます。

「安全なまちづくり」を推進するために、関係機関・団体が連携できる環境整備を図ってまいります。

また、「地域の子どもは地域が守っていく」姿



勢が大切でありますので、地域住民に安全確保のための適切な情報提供を行ってまいります。

次に、消費生活について申し上げます。

消費者を取り巻く環境は、年々複雑・多様化し、トラブルも急増してきています。市民が安心して生活できるよう消費者団体と連携を図り、情報提供、消費相談、啓発活動に努めてまいります。

次に、廃棄物処理対策について申し上げます。

循環型社会の構築に向けて、ごみの減量化や再資源化に対する市民意識の向上に努め、ごみの分別やりサイクルの徹底を図ってまいります。

再資源化については、最終処分場の延命を図ることからも、紙製容器包装廃棄物を、本年4月1日から全地域で資源として分別収集しております。

ごみの減量化につきましては、生ごみを堆肥として有効活用するため、さらには家庭から生ごみを搬出しない方策として、堆肥化容器（コンポスト）の購入助成制度を継続するとともに、簡単に家庭でも処理ができる段ボールコンポストの普及に努めてまいります。

環境美化運動として、春・夏・秋に清掃週間を設定し、環境衛生推進員を中心に市内清掃の実施、不法投棄やポイ捨ての監視に努めるとともに、広報等で住民周知を図ってまいります。

次に、公営住宅について申し上げます。

西町団地建替事業は、平成15年度から平成21年度まで木造平屋建て20棟40戸の計画で着手し、これまでに10棟20戸が完成いたしました。平成18年度は3棟6戸を6月に発注し、本年11月に完成の予定です。

北斗・新北斗団地建替事業は、平成17年度に策定した建替基礎調査に基づいて、基本設計を本年6月に発注いたします。

また、徳田団地の解体工事は平成16年度から実施しており、本年度に6棟24戸を解体し事業完了の予定であります。

次に、下水道事業について申し上げます。

本年度は、徳田地区の汚水面整備3ヘクタール

を実施する予定で、これにより、現在の認可区域935ヘクタールのうち89%に当たる828ヘクタールが整備されます。

なお、風連地区につきましては認可区域180.2ヘクタールのうち84%の151.3ヘクタールが整備されております。

また、浸水対策の一環である合流改善事業の滞水池土木工事を計画しております。

下水処理場におきましては、雨水ポンプ場の電気設備である中央監視制御装置と運転操作設備の機器更新を予定しております。

農村部の個別合併浄化槽整備につきましては、これまで名寄地区で198基、風連地区で155基が完成し、本年度は両地区で15基の設置を予定しています。

次に、水道事業について申し上げます。

第2期拡張事業では、合併に伴い名寄地区の川西簡易水道と風連地区の簡易水道を上水道区域に統合し、新たに弥生地区を対象とした区域拡張を計画しております。

本年度は、サンピラーパークへの給水が可能となり、名寄日進地区の一部で配水管整備を予定しております。

また維持管理の面では、有収率の向上のため、漏水調査及び配水管整備などを実施してまいります。

次に、道路事業について申し上げます。

国土交通省関連事業は、継続事業で東風連線交付金事業による智烈布橋架換工事ほか3路線を、新規事業で危険樹木伐採にあわせ名寄市立大学の周辺環境整備を図るため、北7丁目道路改良事業ほか3路線を、また単独事業では臨時地方道整備事業債による生活道路整備を西5条仲通ほか1路線で実施してまいります。

防衛施設局関連では、菊山線舗装補修事業ほか1事業を実施してまいります。

次に、道立サンピラーパークについて申し上げます。

同公園は、11月下旬に一部開園が予定されており、カーリング場が併設されるサンピラー交流館やふるさと工房館とその周辺を中心に造成が進められ、屋外の遊具施設等の整備にも着手されます。

市事業は、オートキャンプ場が5カ年計画の最終年度となり、コテージ5棟を完成させ、北海道の一部開園にあわせていきたいと考えております。

次に、交通体系の整備について申し上げます。

地域生活バス路線については、マイカーの普及などにより、利用者の減少が続く厳しい状況がありますが、市民の交通手段を維持していくため、事業者や関係団体と協議しながら利便性の向上と地域実情に応じた交通体系を確保してまいります。

また、高速自動車道路の整備につきましては、士別・剣淵から名寄までの24キロメートルのうち、多寄町までの12キロメートルが緊急に整備すべき区間となりましたが、名寄までの早期着工に向けて一層の要望活動を展開してまいります。

次に、暮らしやすい冬の創造についてであります。

市と市民がお互いに協力し、一体となって冬に強いまちづくりを進めるため、旧名寄市の「名寄の冬を楽しく暮らす条例」の理念を引き継ぎ、冬の利便性・安全確保に向け、新たな利雪・親雪事業に取り組んでまいります。

次に、除排雪事業について申し上げます。

除排雪につきましては、新市の事業として風連地区、名寄地区それぞれ別方式で実施してまいります。

また、旧名寄市における排雪ダンプ助成事業、市・私道除排雪助成事業については名寄地区で実施し、旧風連町における利雪克雪対策事業については、風連地区の特例区事業として継続してまいります。

次に、農業・農村行政について申し上げます。

本市の農業・農村は合併により、農家戸数935戸、耕地面積1万470ヘクタール、農業生産

額96億6,000万円となり、特にもち米の作付面積2,780ヘクタールは日本一、アスパラガスの栽培面積236ヘクタールは北海道一を誇り、道内でも有数の農業ウエートの高い自治体となりました。このことから農業は名実共に市の基幹産業であり、関連産業との連携を通じて地域経済・社会を支える重要な役割を果たしています。

しかし、農業従事者の高齢化や担い手の減少、農畜産物の生産調整や価格の低迷、農畜産物の輸入拡大、さらにはWTO等国际規律の強化など、かつてない厳しい状況下にあります。

また、「新たな食料・農業・農村基本計画」に基づき、平成19年度から導入される品目横断的経営安定対策は、戦後農政の大転換といわれ、その対応が急務であります。農協はじめ関係機関と連携・協力し、新制度の周知徹底を図り、認定農業者への誘導及び農地の利用集積を推進し、新制度が有効に活用され円滑に移行できるよう準備を進めているところです。

これらを受けて、地域においても農政改革を進めなければならないと考えており、国内外の情勢を的確に捉え、国、道の制度を生かしながら本市農業・農村の持続的発展を図るため、新市の「農業・農村振興計画」を今年度に策定いたします。

6月1日現在の農作物の生育状況ですが、今年は3月・4月の気候が低気圧の通過や寒気の影響を受け、気温が低く、融雪期は平年に比べ8日遅い4月23日となりました。そのため、耕起作業は平年に比べ、田は5日、畑は7日それぞれ遅れて始まりました。農作業の進捗状況ですが、水稻は平年並み、畑は豆類の播種が3日の遅れ、てんさいの移植が8日の遅れとなっております。生育状況は水稻の1日から豆類の4日の遅れで推移しており、秋まき小麦につきましては、雪腐れの発生が少なく越冬状況は良好です。また、アスパラガスにつきましては、平年並みの5月20日から集荷選別作業に入っています。

次に、水田農業構造改革対策について申し上げます。

ます。

米政策改革が3年目を迎えることから「売れる米づくり」の着実な実践と転作作物の本作化による地域振興作物の定着を図り、平成19年からの「新たな需給調整システム」の移行に向け、水田農業推進協議会において「水田農業ビジョン」の見直しを進めます。また、平成19年から風連、名寄それぞれの水田農業推進協議会を1本化するため協議を進めてまいります。

産地づくり推進交付金につきましては、「水田農業ビジョン」に基づき、水田農業の持続的発展を図るため有効活用し、体質の強い担い手農家の育成と振興作物の安定確立を図ってまいります。

次に、中山間地域等直接支払制度について申し上げます。

新対策2年目を迎えましたが、本市においては本事業の主旨を生かし、名寄地域と風連地域の集落協定を尊重しながら、耕作放棄地を解消するとともに発生を防止し、将来にわたって持続的な農業生産活動と農業・農村の持つ多面的機能が発揮される有効な取り組みができるよう、集落と連携し事業を推進してまいります。

次に、野菜の振興に関して申し上げます。

本市特産野菜の代表であるアスパラガスは、道内外から大きな評価を得ており、全国有数の産地となっています。これまで農家での根切り、荒選別作業は多大な労力を必要としましたが、農家労働の負担軽減と消費者ニーズにこたえるため、アスパラガスの自動選別施設整備事業をJA道北なよろが事業主体となり進めてまいります。国の「元気な地域づくり交付金」事業を活用するほか、補助残についても市が支援し、消費者ニーズにこたえ有利販売により農家所得の向上と産地確立を図ってまいります。

次に、農業振興センターについては、本年度もアスパラガス大苗の供給事業、土壌診断、試験栽培・展示圃等を継続して実施するほか、新市のエリア、農業形態に対応した機能やあり方について

農業団体等と協議を進めてまいります。

次に、畜産の振興について申し上げます。

酪農につきましては、これまで順調に推移してまいりましたが、生乳の生産調整などで、酪農家も厳しい選択をせまられております。今後は自給飼料を基盤とした良質粗飼料の確保、飼養管理技術の向上、個体改良を推進し、国際化に対応できる経営体の育成と家畜排せつ物の有効利用を図るべく資源循環型の畜産経営を推進してまいります。

公共牧野については、乳牛飼育農家の労働負担の軽減と、粗飼料の確保、生産コストの低減を図るために実施しており、平成18年度は運営上の違いから、名寄市営牧野と母子里地区共同牧場の2カ所において1市2制度で運営をいたします。名寄市営牧野の運営につきましては、JA道北なよろを指定管理者に指定し、実施してまいります。また母子里地区共同牧場につきましては、市が管理運営を行います。一部JA道北なよろ、酪農振興協議会に委託し実施してまいります。今後も関係団体や酪農家の協力を得て牧場利用の促進を図ってまいります。

なお、名寄市営牧野は5月29日から入牧し、226頭を受け入れており、母子里地区共同牧場については130頭の受精対象牛等の申込みがありますが、融雪の関係から6月10日入牧の予定です。

次に、名寄市立食肉センターについて申し上げます。

国の牛海綿状脳症(BSE)対策特別措置法や牛トレーサビリティ法に基づき、より安全安心な食肉処理場としての衛生管理に配慮した施設整備に努めてまいりました。本年度につきましては、浄化処理施設の危険箇所の改修及び機械施設の更新補修を実施し、施設の安全な作業環境と適正な食肉処理業務を確立し、安全安心な食肉の供給体制確立と畜産農家の経営安定のため、食肉センター運営の円滑化に努めてまいります。

次に、農業・農村整備事業について申し上げます。

す。

継続中の道営事業につきましては、道営畑地帯総合整備事業で暗渠排水、心土破碎、明渠排水の施工を行い、担い手農家の確保と農地流動化による経営規模の拡大を図り、経営の安定化と生産性の向上に努めてまいります。

また、財団法人北海道農業開発公社が事業主体の畜産担い手育成総合整備事業では、平成15年度から平成19年度までの5カ年計画で飼料基盤整備及び家畜排泄物処理施設の整備を名寄地区、智恵文地区で事業実施していますが、合併に伴い風連地区の酪農家もこの事業に参加することとなり、畜産経営の合理化と生産性の向上を図るため、草地造成改良、飼料畑整備、サイロ施設等整備を実施してまいります。

道営地域水田農業支援緊急整備事業では、再基盤整備で地域水田農業ビジョンの実現、地域の特性に応じた水田の有効利用や地域農業の振興及び地域の主体性を生かした整備を機動的かつ緊急的に行い、安定的な経営体の確立を図るため名寄地区、風連地区を対象に整地工、暗渠排水、農業用排水の整備を実施してまいります。

また、道営経営体育成基盤整備事業では、排水改良等の整備を行い、大型機械の有効利用及び輪作体系の確立を図り、担い手育成、農地の集約化、営農規模の拡大をもって農業経営の安定を目指すために、共和地区、東豊地区、瑞生地区で整地工、暗渠排水、客土の整備を実施する予定です。

道営農道整備特別対策事業では、継続事業である大沢線の路盤改良と舗装工事、ふるさと農道緊急事業では、風連御料12線の路盤改良と舗装工事の早期発注を予定しています。

次に、林業の振興について申し上げます。

近年、環境に対する意識の高まりから、森林の有する多様な公益的機能が見直されつつありますが、依然として厳しい状況が続き森林整備は減少の傾向にあります。

こうした中、森林の持つ多面的機能の高度発揮

と足腰の強い林業・林産業を確立するため森林整備計画を策定し、森林所有者の負担軽減と優良森林資源確保のため、森林整備地域活動支援交付金や21世紀北の森づくり推進事業など、助成制度を生かした民有林造林事業を推進してまいります。

次に、名寄地区森林組合広域合併について申し上げます。

森林組合を取り巻く環境は、木材価格の低迷や生産コストの上昇による採算性の悪化など、大変厳しい状況にあります。

名寄地区森林組合は、広域合併により経営基盤の拡大を図り、積極的に事業を推進し安定的な組織経営を行うため、去る5月11日に風連町、名寄市、美深町、中川町の4森林組合が合併予備契約の調印式を行いました。名称を「上川北部森林組合」と称し、「中核森林組合」の認定を受けている風連町森林組合を本所とし、中川町森林組合と美深町森林組合に支所を置き、森林の持つ公益的機能の充実や一定の事業利益が確保できる組織体制となり得る林業事業体を目指しています。

次に、商工関係について申し上げます。

名寄地方における景気動向につきましては、全国的な景況感とは異なりまだまだ厳しい状況が続いていると受け止めております。また、全国的にも地域格差が大きいことも内閣府における調査等によって周知のところです。

商工業施策の推進につきましては、商工会議所・商工会との連携が不可欠でありますので、より一層、協議を進めていかなければならないと考えています。大型店対策として、まちづくり三法の改正が国会で審議中ではありますが、施行までに駆け込み申請等が予想されることから、北海道で示されている立地のガイドラインなどの対応策と連動して作業を進めてまいります。

また、TMOにつきましては、名寄地区は商工会議所、風連地区は株式会社ふうれんがその役割を担っており、それぞれ商店街区における近代化事業、道の駅事業等において努力していただい

おりますので、その推進について支援をしております。さらに、物産振興については、地場産品の販路拡大とPRに努め、物産振興協会と観光協会との連携によって一層の推進を図ってまいります。

公設市場においては、卸売業者の丸鱈名寄魚菜卸売市場株式会社で販路拡大、経費節減等の経営努力をしておりますが、人口減、少子高齢化、流通の変革等によって、取扱量・取扱高が減少しております。名寄地方の台所として生鮮食料品の安定供給に引き続き努力をしております。

次に、風連地区の市街地再開発事業について申し上げます。

旧風連町では、長年の懸案でありました「中心市街地活性化の推進」について、国土交通省の第1種市街地再開発事業を導入すべく、商工会・JA道北なよろ・地権者など関係者が風連地区再開発促進期成会を設立し、関係者の合意形成が得られるよう話し合いが進められております。

本事業は、老朽化した木造建築物の密集地及び空き地など、計画地区内の敷地を共同で利用し、高層建築物に建て替え、生活利便施設や交流施設等の公益施設と商店街との一体化に向けた整備、あわせて広場・公園など歩行空間の確保や駐車場などの公共施設整備を一体的に行い、商店街の環境・景観整備を図り、にぎわいのある市街地づくりを目指します。

本事業の実現は、風連地区の中心市街地の衰退を抑制するとともに、新名寄市の南玄関口として風連地区市街地を維持するための事業として、平成22年度完成に向けて取り組んでまいります。

次に、観光の振興について申し上げます。

自然・文化的観光資源の豊富さを最大限利用した事業推進を、NPO法人観光協会とともに行ってまいります。近年、体験型観光の志向が強まり、アウトドアとともに歴史や気候風土、産業に関する文化的側面のニーズの高まりから、参加型観光の希望が多くなってきています。ひまわり畑、健

康の森、スキー場、望湖台自然公園など、そのステージは大きく広がっておりますので、観光協会、指定管理者となる株式会社など、民間活力の効果がより一層発揮できるよう連携を図ってまいります。

ピヤシリスキー場の整備につきましては、リフトのベアリング交換、モーター・減速機のオーバーホール工事を行い、安全で安心して楽しめる施設として整備を行います。また温泉施設、体育センター、ジャンプ台への水供給施設の改修につきましては、使用量の増大に対応するため、取水口からの水量の確保と安定給水能力の向上を目指し、施設の改修を行ってまいります。

道の駅事業につきましては、調査設計委託事業を行い事業運営企画の立案、建築外構工事の基本・実施設計、あわせてマーケティング調査を実施することとしており、今年度の事業としては昨年の民有地取得による建物解体・撤去、立木伐採、敷地造成、トイレの建設を実施いたします。

次に、労働関係について申し上げます。

雇用環境は、より一層深刻さを増しています。

名寄公共職業安定所管内における、今春の高校卒業者の就職率は90.2%で、前年同期と比べ1.3ポイント増加しております。求人数の減少が続く中、各高校では現状理解のなかで、情報をしっかり受け止めていただいているものと判断しております。

しかし、管内での就職状況は昨年に比べ減少しており、道北における厳しい景況が反映しています。これからも就職情報を的確に提供できるよう関係機関団体と連携しながら推進してまいります。

また、季節労働者に対する冬期雇用援護制度につきましては、市内における雇用対策協議会において情報の共有を図るとともに、北海道からの情報も得て、新たな方策についての協議を行ってまいります。

上川北部人材開発センターが10周年を迎え、5月21日に技能フェスティバルが開催されまし

た。これまで自主事業の強化による数多くの講座を開設し、幅広い訓練・研修の場を提供してきましたが、上川北部における職業教育の視点からも、人材育成の拠点施設となるべく努めてまいります。

隔年ごとに実施している労働実態調査につきましては、合併による範囲拡大とともに新たな内容構築を考えており、労働統計の充実に一層努めてまいります。

次に、名寄市立大学並びに市立名寄短期大学について申し上げます。

去る4月7日に名寄市立大学保健福祉学部144名、市立名寄短期大学児童学科58名の第1期生を迎え、合同の入学式を執り行いました。

また、5月27日には北海道副知事をはじめ多くの来賓の臨席のもとに開学記念式を行い、盛会のうちに終えることができました。

順調なスタートとなりましたが、大学を取り巻く環境は一層厳しさを増しており、教育研究水準の向上に努めるとともに、大学と地域の連携を推進してまいります。

以上、市政執行に対する私の所信と基本的な考え方を申し上げます。

市議会議員の皆さん、並びに市民の皆さんの御理解と御協力をお願い申し上げ、平成18年度の市政執行方針といたします。

**○議長（田中之繁議員）** 次に、平成18年度教育行政執行方針を行います。

藤原教育長。

**○教育長（藤原 忠君）** おはようございます。平成18年第1回名寄市議会定例会の開会にあたり、名寄市教育行政の基本的な方針と施策の概要を述べ、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げたいと存じます。

まずはじめに、3月27日をもちまして新しい名寄市が誕生いたしました。このような歴史的な年に本市の教育行政をあずかる者として、市民の教育に寄せる信頼と期待に身の引き締まる思いをいたしております。今年は教育行政におきまして

も、個性にあふれ「学び合い、地域文化が花開くまちづくり」を目指して、合併に関する諸課題の解決を図りながら、効果的な行政を推進する礎を築く大切な年であります。

学校教育につきましては、平成14年度の学校週五日制の導入や小・中学校における新しい学習指導要領の実施などでスタートしました第三次教育改革が、その後もとどまることなく推進される中、名寄市におきましても、子どもの健全育成や安全安心の確保などにおいて、現代社会の変化に伴う新たなる対応が必要になるなど教育課題は年々肥大化してまいりました。

今こそ、学校、家庭、地域が連携をさらに深めていく中で、それぞれの役割を認識し、しっかりと補完し合うことが求められております。教育委員会といたしましても今後は、学社融合を推進する中で、教育のさらなる安定を図ってまいりたいと考えております。

社会教育につきましては、旧風連町と旧名寄市それぞれの地域において100年余の歴史を重ねて培われてきた芸術・文化・スポーツなどの教育風土を尊重する中で、一步一步その融和を図りながら、心の合併を目指した取り組みを進めてまいりたいと考えております。

さて、国並びに道の施策としましては、まず第一に①義務教育費国庫負担金の見直し②教職員定数の改善③学校評価システムの構築など義務教育の構造改革があげられます。さらに、家庭教育の充実や子どもの安全安心の確保についても、全国的な取り組みが展開されております。

また道では、かつてない財政危機に直面していることから、教育においても大胆な行財政改革の取り組みを進めております。人的、財政的に課題を含んでいるものや組織、運営に関わって市町村教育委員会の判断に委ねられる部分もあることから、今後も国や道の動向を見極めながら、名寄市にとって大切な施策の執行については、しっかりと要請してまいりたいと考えております。

名寄市の教育行政について、今後新たな事業として取り組むものとしたしましては、①新名寄市の教育目標の制定②旧名寄市における小学校区の見直し③学校給食センターの統合などであります。

さらに、引き続き取り組む課題といたしましては①市内高等学校の再編②特別支援教育導入への準備③児童生徒の安全確保④市立木原天文台を媒体とした北大との連携⑤国際理解教育の推進⑥名寄市立大学並びに短期大学との様々な教育活動における連携などであります。

合併を機に教育委員会事務局も機構改革をいたしました。今後とも組織の機能化を図りながら、市民の目線に立った教育行政を推進する中で、名寄市における教育の諸課題解決に努めてまいりたいと考えております。

以下、新年度の主要施策について、その概要を申し上げます。

まず、学校教育について申し上げます。

学校教育におきましては、生命に畏敬の念を持ち他を思いやる心を育てる教育の推進とあわせて、子どもの安全安心の確立を図る中で、「確かな学力」と「豊かな心」を培うよう教育内容の充実に努めるなど、保護者や市民の期待にこたえる学校づくりを進めてまいります。

学力の向上につきましては、適正な教育課程を編成・実施するとともに、児童生徒一人一人の学習状況を的確に把握し、その能力や特性、個性の伸長を促す指導の充実に努めてまいります。

特に、読解力を通して総合的な学力の向上を図るため、朝読書や読み聞かせなど読書活動を推進するとともに、家庭学習の励行と基礎・基本の定着に努めてまいります。

豊かな心を育む教育の推進につきましては、生命を大切に作る心とあわせて、公共心、基本的な規範意識などを育成することが、極めて重要となっております。

道徳教育の充実にをはじめ、「総合的な学習の時間」における社会体験や名寄の恵まれた自然や優

れた人材など豊かな教育資源を十分に活用した体験学習等を通して教育効果を一層高めることができるよう努力してまいります。

学校評議員制度を導入している9校におきましては、地域・保護者の声を学校経営に反映し、その期待と信頼にこたえるため、これまで以上に学校と家庭・地域及び関係機関との連携強化を図り、「開かれた学校づくり」を推進してまいります。

また、教育相談活動につきましては、新市において新たに設置された教育相談センターとの連携を深めるとともに、名寄中学校など3校に配置している「心の教室相談員」を通して、生徒の悩みや不安を受け止めストレスを和らげるなど、心の安定と問題行動の未然防止に努めてまいります。

児童生徒の安全確保につきましては、特に感染性疾患に対する予防対策や衛生管理の徹底、さらには、シックスクール検査の実施など学校における環境衛生の保持に努めてまいります。

特に、近年、子どもが犠牲者になる痛ましい事件が多発しておりますが、その未然防止に向けて、学校における危機管理マニュアルの見直しと安全マップの更なる充実に努めるとともに安心会議の機能強化を図り、「地域の子どもは地域全体で守る」ことを基本に、地域や保護者・関係機関との連携を一層深めるなど安全対策を充実してまいります。

国際理解教育につきましては、諸外国の生活・文化の理解を深めるため、ALTの活用はもとより外国人との交流を深めるなど地域に根ざした教育活動を推進してまいります。

特別支援教育につきましては、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を行うために校内推進体制の整備と研修の充実に努めるとともに、特別支援連携協議会を設置して関係機関との連携を強めるなど、平成19年度に向けてのスムーズな移行に努めてまいります。

教育施設・設備の整備につきましては、智恵文小学校の屋内体育館屋根塗装工事、豊西小学校の

放送設備を更新するなど安全で快適な教育環境の充実に努めてまいります。

また、新市におきましては、小学校11校中7校、中学校5校中1校の校舎・屋内体育館等が建築後30年以上を経過していることから、それぞれ改築・改修を計画的に進めるため新市の総合計画に盛り込むよう検討を進めてまいります。

小学校区の見直しにつきましては、名寄市としての小中学校の適正規模・配置計画の基本的な考え方とあわせて、名寄地区市街地の小学校の在り方等について保護者や広く市民各層の意見を聴く場を設置してその検討を進めてまいります。

新市における小学校社会科副読本の編集につきましては、平成20年度発行に向け、現在名寄市教育研究所に委嘱し、社会科副読本編集委員会を設置する中で作業を進めております。

市内高等学校の再編につきましては、名寄市高校教育検討委員会の答申を受け、職業学科高校を統合し、二つの校舎を一つの学校として活用する「キャンパス型高校」を道教委に提案いたしました。この提案は高校教育推進検討会議の答申にも反映されましたので大きな前進と受けとめております。

合併に伴い新市の高等学校は4校となりました。現在道教委では、平成20年度以降の高校教育に関する方針づくりを進めており、示された素案においては、1学年3学級以下は原則として、「近隣高校との再編整備による学校規模の適正化」を提示しております。この素案では市内4校のうち3校が再編整備の対象となることから、今後も、関係する多くの方の御意見を聴くなどして、誤りなき判断をしていきたいと考えております。

次に社会教育について申し上げます。

高齢社会が進展する中、人生80年時代に対応した多様な学習機会を整備することが今求められております。特に高齢者が自ら学び生きがいのある心豊かな生活を送れるような学習活動や社会参加の機会を拡充することが大切であり、今後も高

齢者大学や高齢者学級の充実に努めてまいります。

青少年の健全育成につきましては、人間形成に必要な自然とのふれあいや仲間との助け合いによる生活体験の機会の充実に図っていくとともにこれからの社会に対応するために、常に学び続ける姿勢を育てていきたいと考えております。

家庭や地域の教育機能の活性化につきましては、家庭の教育力が問われている今日、その再生・向上が課題となっております。現在行っている家庭教育学級の更なる充実に図るため、学習内容の再編や参加者の拡充に努めてまいります。

市民の学習活動の拠点となる社会教育施設や各種公民館におきましては、施設独自の特徴を生かしながら、多様なニーズに対応するとともに、施設間の連絡調整を密にするネットワークを推進してまいります。

次に、女性児童センターについて申し上げます。

女性児童センターは、母親クラブやほっと21同好会自治会等関係団体の支援を得ながら、親子の共同体験活動や健全な遊びを通して、児童の心身の健康を増進し、情操を豊かにする場としての機能を高めるとともに、誰でも気軽に利用できる地域住民の交流の場としての機能を今後とも充実させてまいります。

本年7月13日、14日には、全国の働く女性の家の関係者が一堂に会し、女性労働者の現状認識を深めるとともに男女共同参画社会の基本理念に沿った望ましい施設運営について考えるため、平成18年度全国働く女性の家連絡協議会名寄会議を開催してまいります。

南児童クラブにつきましては、学童保育施設としての活動内容を充実させるとともに、クラブ利用児童保護者との共通理解を大切にした良好な運営に努めてまいります。特に本年度は高学年向けのカリキュラムの充実に努めてまいります。

次に青少年センターについて申し上げます。

青少年センターは、学校、地域及び青少年健全育成関係機関等との連携を一層密にしながら、街



頭指導や非行防止等に係る啓発巡回活動を中心に、健全な青少年を育む環境づくりを推進してまいります。

次に教育相談センターについて申し上げます。

いじめ不登校等教育に関する相談窓口を一元化し、本年度新たに教育相談センターを設置いたしました。

このセンターの重要な活動のひとつとして位置付けられている、不登校及びその傾向にある児童生徒の社会的な自立や学校復帰に向けての支援の場として開設されている適応指導教室につきましては、その受け入れ体制と運営の充実に努めるとともに、教育相談「ハートダイヤル」及び父母懇談会の運営につきましても、これらの対応窓口の市民への周知徹底を図るなどしながら、未来を担う子ども達の多様な悩みを一刻も早く受け止めてまいります。

次に、市立名寄図書館について申し上げます。

市民が必要とする知識や情報を保障していく施設として、利用者のサービス向上を図るため、図書資料及び環境の整備に努めてまいります。

また、各種行事としましては、新年度より3才未満児と保護者を対象に月2回「ペンギンクラブ」を開催し、赤ちゃんからの読書活動の推進に努めてまいります。

「子どもの読書活動推進計画」の策定につきましては、ワーキンググループ及び検討委員会を立ち上げ、名寄の特性を生かした計画の策定に取り組んでまいります。

平成15年度より進めてまいりました図書資料のデータ化作業を終え、本年12月には電算システムを導入して、貸出・返却業務の迅速な対応、またインターネット等による蔵書検索での貸出状況の把握もできるなど更なるサービスの向上に努めます。

また、風連分館におきましても、電算システムの稼働を目指して今年度より図書資料のデータ作成を行ってまいります。

次に、市立木原天文台について申し上げます。

今年11月には水星による太陽面通過現象の観望会とインターネットライブ中継を開催いたします。また、昨年ライオンズクラブから寄贈された移動天文台車を最大限利用して、一般及び児童生徒の学習目的の移動観望会を実施するなど天文普及の一層の促進を図ってまいります。

また、昨年12月9日に北大大学院理学研究科と名寄市の相互協定が締結され、最先端の観測・研究の実施、大学院生の観測実習受け入れを行ってまいりましたが、今後も北大と連携した事業展開を一層進めるなど、名寄を全道全国に発信してまいります。

次に、北国博物館について申し上げます。

合併に伴い展示施設は、名寄地区の北国博物館が本館、風連地区の歴史民俗資料館が分館となりましたが、それぞれの展示内容の特色を生かすよう創意工夫を重ねてまいります。博物館と文化財の業務は本館に集約して行います。今年度の主な取り組みといたしましては、旧名寄と旧風連の自然と歴史についての相互理解を深める普及事業を計画しております。

また、合併に伴う映像展示の内容の更新にむけて、今後関係者と検討してまいります。

次に、学校給食センターについて申し上げます。

子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけ健全な心身を培い豊かな人間性を育てることを目的として、昨年「食育基本法」が施行されました。名寄市教育委員会も、今年度「食育」をテーマに名寄市立大学・名寄農業高校・市学校給食センターの三者による高大官連携事業として、生産から消費まで食育の幅広い推進をねらいに、広い視野から課題解決に向け相互に協力・支援していくことになりました。

また、築32年を経過し老朽化した風連学校給食センターを名寄市学校給食センターに統合するため、名寄市学校給食センターの一部を改修し、食器・食缶を保管する消毒保管庫を増設するとと

もに劣化の著しいピット内の配管取換工事と屋上防水シートの張替工事を、給食に影響が出ない夏・冬休み期間に実施したいと考えております。

次に、体育、スポーツの振興について申し上げます。

本年度から、名寄地区の体育施設につきましては指定管理者制度を導入いたしました。住民のニーズが多様化し、それに効果的、効率的に対応するためには民間のノウハウを広く活用することが有効であり、指定管理者には適切な管理とより効果的な運営を期待しているところです。また、風連地区の体育施設につきましては、今年度は直営で管理運営をいたしますが、地域性や利用者の声を聞きながら将来の管理運営について検討してまいりたいと考えております。

既存体育施設の改修整備につきましては、傷みが激しいピヤシリシャンツェミディアムヒルカンテの整備工事を行うとともに、屋内南プールにつきましては建設工事を6月に着工し、11月に竣工の予定となっております。これにより来年の早い時期に新しいプールがオープンできますので、その後に老朽化が激しい西プールの解体を進めてまいります。

スポーツ合宿につきましては、今年も夏・冬を通して受け入れ、交流人口の拡大に取り組んでまいります。

本年も本市において多くのスポーツ大会が開催されますし、秋にはサンピラーパークにおいてカーリング場のオープンが予定されております。今後とも、生涯スポーツの観点に立ち、財団法人名寄市体育協会や名寄市風連体育協会など関係団体との連携を図りながら、カーリングなども含めた各種スポーツ教室や講習会の開催、ジュニア選手の育成強化、スポーツ競技力の向上を目指し、市民が健康で参加しやすい市民皆スポーツの振興に努めてまいります。

以上、平成18年度の教育行政執行方針について、その概要を申し上げましたが、市民の負託に

こたえる教育の推進に、誠心誠意努力してまいりますので、議員各位並びに市民の皆様の今後一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 以上で平成18年度市政執行方針・教育行政執行方針を終わります。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第4 議案第1号 名寄市総合計画策定審議会条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第1号 名寄市総合計画策定審議会条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本件は、市民との協働によるまちづくりの指針となる名寄市総合計画の策定について審議するため、地方自治法第138条の4第3項の規定により、附属機関として名寄市総合計画策定審議会を設置しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

竹中憲之議員。

○3番（竹中憲之議員） 2点ほどお伺いをしたいというふうに思います。

1点目は、実は第7条の中で専門部会の設置というのが掲げられておりますけれども、今提案がありましたように総合計画の策定でありますから、今後名寄の重要な中身になってくる審議会だろうというふうに思っていますから、そういう意味では考え方として、この専門部会の数等々についてどのような考え方があるか、まず1点お聞きをしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） お答えをさせていただきます。

第7条の専門部会の設置の関係での御質問でござ

ございます。専門部会を置くことができるということになっておりまして、現在考えているのは6部会を予定をしているところでございます。

以上です。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 今6部会ということがありました。そこで、実は3条に、組織というところの3条の中でこの委員の中身について書かれておりますけれども、一つ目に学識経験者、二つ目に市内関係団体の代表、そして三つ目に公募した者ということでなされておりますけれども、この割合についてどのような考え方があるのか。特に6部会ということですから、それぞれ専門部会という中身になると重要な議論が、審議がなされるだろうというふうに思いますので、その割合についてお聞かせを願いたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 組織の部分での委員構成の関係での御質問でございますが、委員につきましては100名ということで今予定をさせていただいております、それぞれ学識経験者、市内の関係団体代表者と、さらにまた居住する方の中から公募ということで今予定をしております、具体的に割合につきましては学識経験者が何人、市内団体が何人と今数字を申し上げられる状況で決めるはおりませんけれども、今後詰めていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、6部会で100名ということですから、1部会16名ないし17名になりましようか、バランスのとれた人選をしていきたいと、このように考えているところであります。

○議長（田中之繁議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付

託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第1号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第5 議案第2号 名寄市議会の議員その他非常勤及び臨時の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第2号 名寄市議会の議員その他非常勤及び臨時の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

通勤の範囲の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律の施行に伴い、本件は名寄市議会の議員その他非常勤及び臨時の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容につきましては、通勤の範囲について就業の場所から勤務場所への移動等を追加し、等級ごとの障害の程度について総務省令で定めることに基づき字句を障害等級に改めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。  
これより採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。  
よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(田中之繁議員) 日程第6 議案第3号  
名寄市総合療育センター条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第3号 名寄市総合療育センター条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本年4月1日に障害者自立支援法が施行され、同法附則第25条により児童福祉法の一部が改正されました。本件は、改正により名寄市総合療育センター条例の条文の根拠となる法令が児童福祉法から同支援法へと変更になるため、同条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(田中之繁議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

宮田久議員。

○1番(宮田 久議員) これの条例の一部の改正の件につきましては、民生常任委員会で一部説明があったのですけれども、ちょっと聞き漏れがあったとしたならば教えていただきたいのは、ほかの町村でもこの6月議会で提案をされているのか、それとも3月に提案されているのか、この件

についてお伺いします。

○議長(田中之繁議員) 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長(山内 豊君) お答えいたします。

率直にいきまして、他の総合療育センターにおきましては3月議会というふう聞いております。名寄市の場合、旧風連町と旧名寄市の議会が2月ということもございましたし、またちょっとつけ加えさせていただきますけれども、厚生省の算定基準の告示が3月29日ということもございました。若干条例整備に時間を費やしたということもございます。

以上であります。

○議長(田中之繁議員) 宮田議員。

○1番(宮田 久議員) 本来であれば、もう少し早い時点で提案するということができなかったという理由は、たまたま国の方の指示ですか、いわゆる料金の基礎となる数字がそこで出てきたから、そのうちおくれたしまったのだという、そういう理解でよろしいですか。

○議長(田中之繁議員) 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長(山内 豊君) この条例の改正につきましては、先ほどの提案理由にも説明ございましたけれども、今まで児童福祉法の中で使用料をいただいていたということもございますけれども、今般障害者自立支援法が今年の10月に制定されまして、4月から施行されたということがあります。障害者自立支援法の中で、この児童福祉法の算定基準が削除をされてしまったということでありまして、今回その療育センターの利用料が障害者自立支援法に基づいていただくということになったわけでございます。今般制度の改正は、国の制度改正非常に内容の精査がおくれているというのが事実でありまして、担当部署の方でもそういったような手続に会議等にも出席しながら、その準備を進めているわけですが、若干3月末での基準改定ということもございまして、整備改正がおくれたということでもあります。よろ

しくお願いします。

○議長（田中之繁議員） 宮田議員。

○1番（宮田 久議員） 前回の委員会の説明のときでも、これは本来は3月の末か、または4月の頭に施行するというのであれば、市全体の損失としては、聞くところによるとたまたま条例起こさないから、利用者からいただいているというものが推計すると17万5,000円程度だということです。これは、御答弁は要りませんが、ぜひこの機会にこういう条例だとか規則だとか、そういうものを運用する皆さんの心がけ一つだと思うのです。そういうふうにぜひ真摯にこの話を受けとめていただいて、今後はこういうようなことのないようにひとつ御留意いただきたいというのが私の意見です。

以上です。

○議長（田中之繁議員） 谷内司議員。

○18番（谷内 司議員） 同じような質問になると思うのですが、このことにつきましては前日の新聞報道にも出ておりましたけれども、3月末にこの国の方針が決まったと。その後2回の臨時会があったにもかかわらず、それに条例の一部改正が提案されないと。それが理由で、その差額の17万何がお金を行政のお金を使ってそれを負担するということは到底考えられないことなのですと私思います。あの新聞を見たときに、我が町の一部町民からそういうことがあっていいのかと、これは職員は事務怠慢でないかという意見が相当私のところに寄せられております。そのことについて、先ほどの市長の執行方針の中にも財政が厳しいので、これからの財政検討、合併したからといっても厳しくやらなければいけない。そのまず初めにこのような負担が出てきたということは、私自身もこれはそうすべきでないと考えますけれども、どうしてそれを行政のお金で補充というのですか、その差をお支払いしなければならぬのか、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長（山内 豊君） 使用料につきましては、総合療育センターの定員は60名ということで、旧風連町から中川までの6カ市町村の在住をしている障害のある幼児の方の療育ということで通所をしていただいております。その中で、今までの児童福祉法に基づいている利用料につきましては、所得に応じてということでありますけれども、1人1回当たりの通所の使用料が平均400円ということでございます。今回の障害者自立支援法の中での算定基準の中でいきますと、1回の通所が5,280円ということでありまして、その1割を通所者が負担をしなければならないということでありまして、1回当たり528円をいただくということでございます。今回4月、5月ということで、現在通所しているのは55名程度でございますけれども、その方々からいただくお金につきましては17万数千円がいただけないということであります。その部分につきましては、今まで通所している方々が負担をしなくてもよいということになります。これまで総合療育センターにつきましては、平成15年の措置から支援に変わる前は無料ということでありまして、措置から支援になったときに所得に応じての徴収をしたということであります。また、今般は障害者自立支援法の中での1割負担ということでございます。市に対する財政の影響というのがございます。しかしながら、利用者にとっては2カ月あるいは3カ月分の利用料を払わなくてもいいといったような形になります。

以上、御理解いただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 谷内議員。

○18番（谷内 司議員） 負担は400円で、百二十何円がどうのということはちょっと聞いておりますけれども、ただこういうことがこれからも出てきたときに、このような対応をしていったときにそれでいいのかなということがまず私は考えられると思うのです。ですから、この責任はだれがとるのかと。市がそのお金を補てんすること

によって、それで責任終わりなのかと。そうではないと思うのです。先ほど言いましたように一町民からは事務怠慢だよという言葉が私のところに寄せられているということは、それなりにしなければならない、どういう形であろうともそれはしなければならないというのが職員の仕事だと思のです。それがおくれたから、それに対しての17万何がしのお金を行政が負担するということはおかしいと思うのです。だから、このことは当てはまるか、当てはまらないかちょっとわからないのですけれども、そういう考えの中から賞罰委員会などもあるのではないですか。私は、そのように考えますけれども、どうですか。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 経過につきましては、山内部長の方から答弁をさせていただきまして、御指摘のように4月10日の臨時会、5月15日の臨時会でもその条例改正を提案する機会は生じてございました。風連と名寄市との合併によります3月議会が2月22日から始まったということで、情報を的確にとらえ切れずに時期を逸してしまったということについてのおわびを申し上げなければなりませんし、また4月10日、5月15日の臨時会で提案する機会にあったにもかかわらず、当時の判断で今日のこの議会への提案になってしまったということでありますので、私は賞罰委員会の委員長もしてございますので、この件についてどうあるべきか、賞罰委員会での議論も当時の理事者の判断と現状について議論をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 谷内議員。

○18番（谷内 司議員） 助役がいなかったから、そうなったという助役の御答弁ですが、そのためには職務執行者もいましたし、そういうものについては国からの政策の中で出てきたことですから、当然我々名寄市なら名寄市の中ではそれはしなければならないことです。助役がいようがい

まいが職務執行者がいたのですから、それに対してはそれはできると思うのです、4月でも5月でも。それをしなかったということです。ということは、これを見ていくとそんなに難しいことはないです、一部改正ですから。全部改正でないですから。一部改正をすればいいことを2カ月間も放置したことによって、それはできなかったと。だから、その差額は行政が持つということに対してどうなのかということなのです。だから、市民あたりにしてみますと、先ほどから何回も申し上げますようにやはり職務怠慢ではないかと、当然しなければならないこととしていないではないかと。それは、行政の金で、我々の税金で払うのおかしいではないかという声が出てくるのだと思うのです。だから、そのようなことで、賞罰委員会等もあるときに相談したいということなのですけれども、前回のときの賞罰委員会というのは半年に1回だと。私前交通事故のときに申し上げたときに半年に1回ぐらいだということをお聞きしていますけれども、その見直しをしてほしい、その事件が起きたときに賞罰委員会ってやるべきではないかというふうに申し上げたのですけれども、その辺はどのように検討されたかお聞きしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 賞罰委員会のあり方につきましてありましたけれども、前段にありましたとおり、当時の理事者の判断と現状とを賞罰委員会で議論していきたいと、こういうふうにお答えさせていただきましたので、おっしゃるとおり職務執行者、当時の理事者の判断はいかなるものであったかと、これも含めて賞罰委員会での議論ということにさせていただきたいと思っています。

また、賞罰委員会につきましては、御指摘のとおりかつては年1回であったものを年2回、今度前回御指摘いただいたとおりでありまして、随時開催をするということに相なりまして、先般も交通事故の関係については賞罰委員会を開催をさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 熊谷吉正議員。

○20番（熊谷吉正議員） 今お二人からの指摘は当然な指摘なわけでありまして、今聞いてよくわからないのは、今議会の提案になった理由、原因がよくわからないのですけれども、3月29日、国の官報掲載であると。極めてこれは確かに国の方も怠慢のような気がいたします。自治体がどういう仕事しているかということについてよく理解していないというところでは十分理解ができるのですが、このことについては支援費制度を3年前に導入をされた以降、あるいは今回の法改正、自立支援法に基づく改正になるわけなのですが、事前情報は十分伝達をされているからこそ他の議会の中では、ほかの市町村の議会の中では3月対応が十分可能であったと。合併のいろんな大変な時期については十分考慮は私どもするのですけれども、忘れていたのか、物理的に国の作業が遅くなって、事前情報もとるのも遅くて、臨時議会にも間に合わない、そしてこの定例会になったのかということについてよくわからないのです。そこをしっかりと明確にした上でお答えをいただきたいなと思っています。特に旧名寄市では、3年前に支援費制度導入の時点でも似たようなケースがあったわけでありまして、大変反省材料としてあるわけですね。そこが全く生かされていないということは、違うところに原因があるのかなという感じがいたしますが、事実関係についてもう一度御説明をお願いしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 2月22日の第1回定例会というのでしょうか、当時の議会の中で、この議論がなりましたけれども、当時はまだ情報として、法が変わったからそうなるという情報としてありました。ただ、国の基準が非常に出るのが遅いと。しかし、遅くても情報としては入ってくるようになります、ややこの金額でしょうと。それで、官報掲載おくれますけれども、事前にお伝え

しますと、こういうふうに入ってきますけれども、当市の場合にはそれにも間に合わなかったというのが現状でありますから、他市の場合は3月議会にそれが間に合ったということで、条例改正ができ得たというところでありまして。したがって、4月10日、5月15日の臨時議会にどういうふうになったかということでありまして、それは先ほど谷内議員の質問にお答えしましたとおり、その理事者の判断で延ばしたのか、あるいはおっしゃるとおり職員が気がつかなかったのか、その辺について賞罰委員会の議論の対象になりますと、こういう含みを持って私は答弁をしたつもりでございまして、私は5月16日から執務をいたしまして、この提案についての御相談を受けましたけれども、今述べた事実経過のとおりでございまして、当時の理事者の判断は正確に聞いておりませんけれども、一面ではやはり合併による事務の複雑化といいますか、煩雑さというものがあって、児童福祉法ですか、の方の改正への視野がいついていなかったのではないかと、こういう推察はできますけれども、なおその辺の事実関係の調査については賞罰委員会での議論をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） まだ今助役の言っていることがよくわからないのですけれども、事実経過についてこれから改めて調査しなければわからないのか、失念をしていたか、作業がふくそうしておくれたのかということぐらいは今直ちにわかることではないのかなと思っております。ふくそうして延びている分については理解はできるのです、合併の諸作業その他含めてあるのですけれども。そこをしっかりともらわないと、特に名寄の場合は過去にも新制度導入の時点では全く同じような事実経過があって、反省点として残っていたわけなのですが、にもかかわらず失念ということだとか、日常の仕事の流れの関係で改めて調査をしなければならぬということについてはちょ

っと理解ができないなと思っているのです。忙しくて忙しくて、この準備がおくれてきたのだということになると、それは議会の方も十分公式、非公式問わず議長がいる、あるいは民生常任委員会、所管の常任委員会があるわけですから、こういう事情でどうしても6月にならざるを得ないということはそれはのみ込むことはできるのです。新聞に出るまでわからないということになると、それは議員の側としてもそれは議会何やっているのよということになるわけでありまして、市長自身も提案をされておりまして、一言もそのことについてのコメントがないというのもいかなものかなというふうに思うのです。殊さら私このことを大きくするつもりはないのですけれども、事実関係が明確で、忙しかったのなら、それはのみ込めるのです。あるいは、議会に公式、非公式に事前情報として出していただければ別にもめることでも何でもないということでございまして、どうも今の助役の答弁ではすとんと答弁になっていないというふうに率直に思っていますので、改めて求めたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 後段申し上げましたとおり、合併による事務の煩雑さというのが一因ではないかというふうに私は推測をしておりますけれども、したがってその辺ははっきりと賞罰委員会で明確にきなさいということでございまして、その辺は賞罰委員会で当時の理事者の判断もお聞きしながら、煩雑だったから延ばそうかと、あるいはもっと別の理由で6月議会に提案することにしたのかという判断もお聞きしながら、賞罰委員会で判断をして、議論をして、市長に報告をしたいというふうに思っておりますが、私の推測ではかなりの事務の煩雑さがあったというふうに推測をしているところでございます。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） 私は、罰を与えることを求めているわけではなくて、生活福祉部長と

助役とのコンセンサスの問題、あるいは首長としての提案に当たってなぜこうなったかということ素朴に疑問としてそれは執行者としてもわかることでありまして、結果としてそれは利用者に見れば4、5、6の徴収、利用料の納入がなかったということで行くと、障害者にとってはむしろ朗報かなという感じがするのですけれども、しかしいわゆる役所のプロとしてそれぞれ作業をされていますから、谷内議員のように厳しくやっぱり指摘をされることについても当然かなというふうに思うのですけれども、理由がわかれば別に私どもがとやかく言う、本当に合併があって、そうなのかということ事前情報が出ていれば、あえて私がここで手挙げる必要もないわけでございまして、過去の反省と、あるいは事実関係についてはこれから調査というのはちょっと私はすとんと落ちないのです。忙しかったら忙しいのです、別に、それは。ただ、それはそうすると6月というのは当然遅いわけで、臨時会2回ほどございましたので、代表者会議等、あるいは議長にでも伝達いただければ、なるほどなど、しようがないのだなということになるわけでありまして、一定の期間超法規的な対応に名寄市的にはなっているわけですから、十分その辺について執行者の立場としても改めて答弁を求めて、その後の反省も含めてありますから、お任せをいたしますけれども、ちょっと事実関係について改めて再確認をさせていただきたいなと思っています。特にこの問題は、3年前の支援法制度導入の段階から応能負担からもう応益制度に変わっていかげなものであるという認識は私どもも持っておりましたが、法の定めで条例を決めなければならぬという宿命もございまして、利用者の理解を十分得られることを前提に賛成した経緯も過去にはあるのですけれども、利用者とのやりとりの経過については恐らく十分な説明はされているものというふうに聞いておりますけれども、改めてその状況と忙しかったのか、忘れたのか、その辺はしっかりと



きりした上で、しかる委員会もしやるとすればそれはそれで執行者の判断としてお任せをいたしますけれども、もう一回確認をして終わりたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 総合療育センター条例の改正についていろいろと議員の皆さんから改正の提案も含めて御意見をいただいております。私は、この3月の年度末各種の法律改正に伴って、自治体が条例改正をせねばならぬというような案件について事案があるわけですが、率直に申し上げまして、内部のこうした法律の改正を行った事後の自治体における条例改正等についての情報収集不足だったと率直におわびを申し上げるところでございます。これからこのような市民の皆さんに不信や不安を与えないようにしっかりと条例改正に取り組んでいきたいというふうに思っておりますし、また職員には一層その種の情報収集に心がけるよう研さんに努めていただくようにしっかりと指導してまいりたいと、このように思っております。

○議長（田中之繁議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（田中之繁議員） 日程第7 議案第4号 名寄地区障害程度区分認定審査会の共同設置についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第4号 名寄地区障害程度区分認定審査会の共同設置について、提案の理由を申し上げます。

障害者自立支援法の施行により、サービス利用者は障害程度区分の認定を受けることとなりますが、認定につきましては同法第15条に基づき、各市町村が設置する障害程度区分認定審査会で審査、判定業務をすることとなります。しかしながら、同審査委員は障害者等の保健、または福祉に関する学識経験を有する者と規定されており、近隣町村から同審査会委員の確保が困難との理由で共同設置を要請されていましたが、協議の結果、同審査会につきましては名寄市、下川町、美深町、中川町及び音威子府村による共同設置とし、名寄市が代表市となることになりました。機関の共同設置につきましては、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、共同設置をする同審査会につきましては、構成する市町村議会で議決後、北海道へ届け出すことになっております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

熊谷吉正議員。

○20番（熊谷吉正議員） 提案のように3号議案との関連がございますから、法に基づく義務的な審査会の設置でありますので、同意をいたしますが、賛成をいたしますけれども、いわゆる障害者の側に立った審査がされなければならないとい

うふうに思っております、基本的な見解だけお尋ねをしておきますが、公平な審査はもとより支給や適切な判断、透明性などについて、常に障害者側の立場に立った審査が求められることになるわけでありましたが、提案者側として基本的な認識についてだけ1点だけお尋ねをしておきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長（山内 豊君） 障害程度区分の共同審査会の設置につきましては、審査委員の部分が当初精神科の医師だとか、そういった部分で非常に困りといいますか、厳しかったのですけれども、だんだんそれが市町村でもできるような知識人といいますか、そういった方でも審査会の委員になれるといったことが緩和されてきました。それで、それぞれ各自自治体の中でそれができないかといったことで走っていたわけですけれども、介護認定審査会等もございまして、それと同様の審査会を設置できないかといったことで各自自治体の担当者から話がありまして、その中で介護認定審査会と同様の共同設置ということで今回提案をさせていただいたということになります。人数的には介護認定の数よりはかなり人数が制限をされるということで、年に数回程度の審査会で済むのかなというふうに思っております。これも2年あるいは3年に1回の審査ということになりますから、初めの1年、2年につきましては年数回、あとは2年に1回かそのぐらいの審査会のこれからの活動といいますか、なるのではないかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） 構成市町村の中で審査会の委員の人数が10人以内ということなのですが、介護認定審査会ももちろん専門性が必要で、それぞれ大変御苦勞を願っているところなのですが、特にこの障害者の関係についてはさらにまた専門性が求められる部分があるのではないかと

うふうに考えておまして、いわゆる有識者と言われるような人が管内に十分確保される見通しなのか、あるいは先ほども申し上げましたが、常に審査に当たっては障害者側の立場に立った審査が当然求められるわけでありましたが、そういう見通しについてお伺いをして、終わりたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 共同審査につきましては、5市町村の助役会の中で協議をさせていただきまして、先ほど山内部長の方から答弁いたしましたとおり委員の条件がかなり緩和されましたから、各市町村でも実施でき得るだけの条件になってきました。しかし、助役会の中ではこの管内、市町村ばらばらに審査をして、ばらばらの結果が出たのではどうもぐあいが悪いのではないかということで、できるだけ管内の統一的な審査をしていこうと、こういうことで審査委員会を設置をさせていただきましたので、この審査委員会の運営に当たりましては、公平、公正な審査ができますように人選についても心してまいりたいと、協議をしていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（田中之繁議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されま

した。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第8 議案第5号  
名寄市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。  
提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第5号 名寄市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

名寄地区障害程度区分認定審査会の委員は、地方自治法第252条の9第5項の規定により、本市の非常勤職員として任命されることとなります。本件は、このことにより同委員の報酬額を定めようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時59分

---

再開 午後 1時00分

○議長（田中之繁議員） 休憩前に引き続き会議

を開きます。

日程第9 議案第6号 平成18年度名寄市一般会計予算、議案第7号 平成18年度名寄市国民健康保険特別会計予算、議案第8号 平成18年度名寄市老人保健事業特別会計予算、議案第9号 平成18年度名寄市介護保険特別会計予算、議案第10号 平成18年度名寄市下水道事業特別会計予算、議案第11号 平成18年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算、議案第12号 平成18年度名寄市簡易水道事業特別会計予算、議案第13号 平成18年度名寄市公設地方卸売市場特別会計予算、議案第14号 平成18年度名寄市食肉センター事業特別会計予算、議案第15号 平成18年度名寄市病院事業会計予算、議案第16号 平成18年度名寄市水道事業会計予算、以上11件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第6号 平成18年度名寄市一般会計予算及び議案第7号から議案第16号までの各特別会計予算並びに各企業会計予算について、提案の理由を申し上げます。

国は、平成18年度の経済見通しと経済財政運営につきましても、改革の総仕上げのために引き続き歳出改革路線の堅持、強化し、2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化及びデフレの克服及び民需主導の持続的経済成長の実現を図ることを基本に、国内総生産の実質成長率が1.9%程度見込まれるとした上で、対前年度比3%マイナスとなる79兆6,860億円の一般会計予算が編成されました。平成18年度の地方財政計画の規模は、5年連続マイナスの83兆1,508億円となりましたが、安定的な財政運営に必要な地方一般財源、地方交付税総額は昨年引き続き確保されることになりました。

名寄市の平成18年度の予算編成は、人口が減少し、高齢化社会から高齢社会へと移行し、経済の停滞、社会保障の水準低下、市町村の財政基盤

の弱体化が危惧され、国が進める小さくて効率的な政府が地方の厳しい財政運営にさらに拍車がかかる中で、合併に伴う住民及び職員の融和、効果的な事務事業の一元化の促進、公平性と持続可能な受益と負担、大学の円滑な運営と地域への貢献、限られた財源の中でより効果的な事業の選択を柱に、新市建設計画掲載事業をできるだけ多く盛り込みました。一般会計の予算規模は184億521万6,000円となり、大学の新校舎整備が終了したことにより、旧市町の対前年度予算額に比べると2.2%のマイナスとなりました。公共施設は、地域経済及び雇用に配慮しながら計画的に整備し、産業振興基盤の整備、観光資源の拡充、学校教育環境の充実を図る事業を実施するほか、新たに北国雪国ふるさと交流館建設事業、地域情報コミュニティ事業、アスパラガス自動選別施設整備事業、道の駅整備事業、小学校パソコン更新事業、名寄市立大学地域ケア実習室等改修事業、風連児童会館整備事業、給食センター整備事業等に取り組むことにいたしました。さらに、肺炎球菌予防接種事業等ソフト事業も立ち上げ、福祉ソフト事業に地域福祉基金の一部を取り崩して事業費確保も行いました。

次に、特別会計について申し上げます。平成18年度国民健康保険特別会計外7特別会計の予算総額は109億8,528万7,000円で、対前年度比1.0%の増となっております。これは、介護保険特別会計の保険事業勘定では施設介護等サービス給付費が減額になったものの、介護病床から医療病床への移行が急速に進んだことにより、国民健康保険特別会計及び老人保健特別会計の保険給付費及び医療諸費が伸びたことによるものであります。

次に、企業会計について申し上げます。病院事業会計及び水道事業会計合わせて87億5,532万6,000円で、対前年度比2.0%のマイナスとなっております。これは、病院事業会計で精神科病床の稼働率の減を見込んだことによるものであ

ります。

以上によりまして、平成18年度全会計の予算総額は381億4,582万9,000円となり、対前年度比1.2%のマイナスとなりました。

地方自治法第211条及び地方公営企業法第24条の規定に基づき提出いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（田中之繁議員）** お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第6号外10件については、本会議質疑を省略し、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（田中之繁議員）** 異議なしと認めます。

よって、議案第6号外10件については、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定をいたしました。

ただいまの決定に基づき、予算審査特別委員会の委員に全議員を指名いたします。

---

**○議長（田中之繁議員）** 日程第10 報告第1号 平成17年度名寄市一般会計予算繰越明許費の繰越の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

**○市長（島 多慶志君）** 報告第1号 平成17年度名寄市一般会計予算繰越明許費の繰越の報告について、御報告申し上げます。

本件の道営畑地帯総合整備事業ほか2件は、平成18年3月27日、繰越明許費の設定について専決処分を行い、平成18年第1回臨時会で承認いただいたものであります。

本計算書は、出納閉鎖に当たり、これを翌年度に繰り越すためのものであり、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。報告第1号を終結いたします。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第11 報告第2号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 報告第2号 専決処分した事件の報告について、御報告申し上げます。

本年3月1日午前10時5分ごろ、名寄市西5条南4丁目の交差点において維持管理センター所管の普通貨物車に名寄市西5条南4丁目、鈴木美恵子氏が所有し、東京都新宿区市谷田町、飯島由美氏が運転する軽乗用車が凍結路面で一時停止できず、庁用車の側面に衝突し、双方の車両が破損したものであります。過失割合は、本市が20%、相手方80%であり、相手方車両の修理代として本市が6万5,293円を負担することで示談が成立し、和解したところであります。地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

谷内司議員。

○18番（谷内 司議員） このことについてお伺いしたいと思うのですが、以前の議会の際にも交通事故がありまして、審査をしてください。賞罰委員会をやって、先ほどの助役の答弁の中でそれを審査をしたということで、その結果をまずお聞きしたいのと、この交通事故については

避けても避け切れない状況の中であったのだろうというふうに判断はするのですが、当然この金額については保険を対応したのではないかなという形だと思うのですが、たまたま私わからないのですが、名寄市役所の中で1年間に交通事故というのはどれぐらいの件数があるのか、そしてその保険を使って修理をするなり、示談をしたその件数、それをまずお聞きしたいと思います。

それと、その公用車等についての保険の掛金については全車一括で掛けているのか、1台1台に対してその保険金を掛けているのか。多分10台以上の台数があれば一括で掛けることができると思うのですが、その辺をお聞きしたいのと、この交通事故を起こすことによって保険を利用したときに、当然利用しなければその分は割引になるはずなのです。保険を使うことによって、その掛金が高くなると思うのですが、その辺はどれぐらいの金額が生じているのか、その3点をお聞きしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） お答えをさせていただきます。

さきの処分の関係でございますけれども、5月19日に賞罰委員会を開催をさせていただきました。前回の専決処分をした部分の3名の処分については処分させていただいております。訓告と嚴重注意ということで、まだ本人には処分の言い渡しをしておりませんが、近々中に日程を調整して、処分をしていきたいと。これは、前回の部分の処分でございます。それと、今回の部分につきましても、先ほど今助役の方からお話をさせていただいたように随時賞罰委員会を開催をして処分をするということですので、今回議会終わり次第委員会を開催をして、処分を決定していきたいと、このように思っております。

それと、1年間の事故、何件ぐらいなのかということの御質問でございますが、現在手元に資料持ってきておりません。後ほどお知らせをさせて

いただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、車両にかかわる損害賠償の掛金の関係でありますけれども、市有物件共済組合の方に一括してそれぞれ車両台数に掛けていていると思います。この詳細につきましても後ほど御報告をさせていただきますというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

(何事か呼ぶ者あり)

○総務部長(石王和行君) 間違えて答弁をさせていただきます。5月19日の部分の事故につきましては、既に処分をいたしております。申しわけございません。

○議長(田中之繁議員) 谷内議員。

○18番(谷内 司議員) 資料がないということですが、保険の掛金についても、その差額についても資料後でいただけるということですのでよろしいですね。

それから、その処分方法なのですけれども、その処分をした嚴重注意云々という形の中で今報告がありましたけれども、私自身考えるならば、100・ゼロの交通事故というのは100%こちらの方が悪いということですよ。それに対しての保険金であろうとそれで処理したということに嚴重注意というのはちょっと腑に落ちないのです。やはり今回の事故のように2対8ぐらいの割合です。これを見ますと本当に交差点の中で一時停止でもあるにもかかわらずとまらないで、出てきてぶつかったような地図がついておりますけれども、こういうようなことならまだ嚴重注意などでそれはいいのかもというふうに私考えるのですけれども、前回の事故についての処分ですと、たまたま智恵文峠のところで、あの事故一つにしても、あそこははみ出し禁止になっている区域ですよ。そのはみ出し禁止区域になって、峠であるにもかかわらず、交通ルールを守らないでそれをやって事故を起こしたということです。何ぼ時間がどう

であろうとも、交通ルールは大前提に守らなければならないことでしょう。その交通ルールも守らないで追い越しですか、して、ぶつかったのに対して嚴重注意で終わって、それで保険金で処理したということにならないだろうし、やはりその後のもう一つについてもとまっている車に追突をした云々って、要するに100対ゼロという事故を起こしてでも嚴重注意で終わるのかという、その辺をお伺ひしたいと思います。

○議長(田中之繁議員) 石王総務部長。

○総務部長(石王和行君) 嚴重注意ということでお受け取りいただいたのだと思いますけれども、先ほどお話ししたようにそれ以上に、嚴重注意の上の訓告処分と嚴重注意と。本人には訓告処分と。それで、管理監督にある職員に対しての上司なりに対して嚴重注意ということでの処分をさせていただいております。本人につきましては谷内議員おっしゃるとおり100・ゼロということで、さきに御報告した内容でございますので、それ以上に厳しい訓告処分ということにさせていただきます。

○議長(田中之繁議員) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 以上で質疑を終結いたします。

報告第2号を終結いたします。

---

○議長(田中之繁議員) 日程第12 報告第3号 公害の現況に関する報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 報告第3号 公害の現況に関する報告について、名寄市公害防止条例第4条第2項の規定により御報告申し上げます。

平成17年度につきましては、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭の5項目を中心に、関

係機関の御理解と御協力をいただき、指導及び監視を行ってまいりました。項目別に見ますと、大気汚染ではダイオキシン調査を中心に実施しておりますが、炭化センターにおきまして法による基準値5ナノグラムのところを6月の調査では0.08ナノグラム及び12月の調査では0.032ナノグラムと大きく下回っております。また、粉じん発生源と言われておりましたスパイクタイヤにつきましては、2月の最高装着率が3%となっており、スタッドレスタイヤが市民生活に定着したものであると思われま

次に、公共用水域の環境保全では、本市から天塩町間の天塩川及び本市の上水道水源である名寄川の水質調査を実施しておりますが、一部の項目におきまして河川の環境基準を上回っておりますが、平水時には基準を満たした河川水質を維持しております。今後とも水質保全のために調査を継続し、安全確保に努めてまいります。ゴルフ場の農薬使用に関する問題につきましては、関係する環境保全指導要綱に基づく水質分析調査を2回実施し、いずれも基準値以内の水質が保たれておりました。

次に、騒音、振動及び悪臭では、人の感覚に直接影響を与えることから苦情もありますが、特定建設作業のように低騒音工法が一般的に取り入れられるなど改良されてきております。また、市民からの苦情につきましては、発生源者に施設整備の改善指導を行い、御理解をいただきました。

公害対策では、今後とも継続した調査を行い、市民の健康と生活環境の保全に向けて努力してまいります。

なお、詳細の内容につきましては、さきにお届けしております公害の現状と対策を御高覧いただきたくお願い申し上げます。

以上、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。報告第3号を終結いたします。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第13 報告第4号 名寄市土地開発公社の経営状況について、報告第5号 株式会社名寄振興公社の経営状況について、報告第6号 株式会社ふうれん望湖台振興公社の経営状況について、報告第7号 株式会社ふうれんの経営状況について、報告第8号 名寄市社会福祉事業団の経営状況について、以上5件の一括報告を行います。

提出者の報告を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 報告第4号から報告第8号、名寄市土地開発公社、株式会社名寄振興公社、株式会社ふうれん望湖台振興公社、株式会社ふうれん及び名寄市社会福祉事業団の経営状況について、一括して御報告申し上げます。

まず、報告第4号 名寄市土地開発公社の経営状況について御報告申し上げます。

平成17年度の収支状況は、貸借対照表及び損益計算書のとおり59万5,535円の当期純損失となっております。その内容は、事業収益の部で、住宅用地2件の賃貸収益から販売費及び一般管理費を差し引き、67万2,592円の事業損失となっております。一方、事業外収益の部では受取利息、公社土地貸付料、償還金利息収入から事業外費用の短期借入金支払利息を差し引き、7万7,057円の事業外収益となっております。したがって、前期繰越損失金9,977万2,255円に当期純損失を加えました1億3,6万5,760円が当期の繰越欠損金となっております。

今後とも経営努力の中でできる限り借入金の縮減を行い、金利負担の軽減に努めてまいりたいと考えております。

次に、報告第5号 株式会社名寄振興公社の経営状況について御報告申し上げます。

平成17年度第34期の経営内容につきましては、5月24日の株主総会で報告を受けたところです。名寄ピヤシリスキー場につきましては、12月及び年末年始の入り込みは順調に推移いたしましたが、大会の開催及びそれに伴う合宿が少なかったこと、2月及び3月の週末の天候が不順であったことにより、全体としては来場者が減少したシーズンとなりました。リフト輸送人員は51万9,424人で、前年度比92.59%となりました。また、リフト収入では3,656万2,360円で、前年比89.08%の実績となったところです。

なよろ温泉サンプラーにつきましては、利用促進を図るため日帰り入館時間の延長、食事と入浴をセットにしたプラン、サンプラーデーの設定など、1年を通じたイベント等の企画によりまして、総利用者数で8万6,378人、前年比116.35%となりましたが、総売上高は2億170万845円で、前年比97.45%の利用実績となったところです。なよろ健康の森につきましては、当期におきましても市民憩いの森として維持管理に努めてまいりました。パークゴルフ場業務につきましては、健康の森及び名寄公園の利用で延べ4万9,886人、前年比104.99%となり、にぎわいを見せています。

営業の詳細につきましては、お手元の営業報告書に記載のとおりですが、当期営業損益は、収益で2億7,856万8,379円、費用で2億8,409万7,820円となり、営業外損益を差し引きますと516万549円が当期税引き前欠損となったところです。

今年度からは、北海道及び本市からの指定管理者として指定されましたので、より一層健全経営を進めるよう努力を促してまいります。

報告第6号 株式会社ふうれん望湖台振興公社の経営状況について御報告申し上げます。

平成17年度第19期の経営内容につきましては、5月26日の株主総会で報告を受けたところです。望湖台センターハウスにつきましては、前

期同様定期ワゴン車による入浴者の送迎、薬湯ぶろのPRなどの効果により、入館者数で2万9,986人、前年比102.8%、入浴客数で7,312人、前年比96.39%、宴会売り上げで408万7,738円、前年比103.0%の実績となったところですが、レストラン売り上げで231万8,965円、前年比73.04%、宿泊者数で1,754人、前年比82.27%となりました。

営業の詳細につきましては、お手元の営業報告書に記載のとおりですが、当期営業損益は総売り上げで2,921万9,703円、前年比111.21%、販売費及び一般管理費で3,759万201円、前年比105.69%となりました。収支の不足分につきましては、本市からの委託料を追加して収入支出の調整を図り、最終的に当期末処分利益ゼロ円で決算を終えたところです。

今年度からは、本市から望湖台自然公園の指定管理者として指定されましたので、健全経営を目指して一層の努力を行うよう促してまいります。

報告第7号 株式会社ふうれんの経営状況について御報告申し上げます。

平成17年度第2期の経営内容につきましては、5月24日の株主総会で報告を受けたところです。平成17年度は、風連本町地区再開発事業、TMO構想の見直し及び道の駅事業へのかかわり方を検討するなどを重点目標に活動を展開してまいりました。再開発事業につきましては、促進期成会が発足し、地権者合意に向け活動しているところであります。また、TMO構想につきましては、本年1月13日に旧風連町からの認定を受けておりますし、道の駅につきましても関係団体、農業生産グループ等との検討に入っております。

収支の面では2年目ということもあり、本格的な収益事業の展開に至っていないことから、今期も欠損の計上となりました。当面はこうした状況が続くものと思われませんが、まちづくり会社としての役割は大きく、幅広い事業展開に尽力するよう促してまいります。



営業詳細につきましては、お手元の営業報告書に記載のとおりであります。

次に、報告第8号 名寄市社会福祉事業団の経営状況について御報告申し上げます。

社会福祉法人は、高齢化の一層の進展等、社会経済情勢の変化及び改革に対応できるよう、サービスの専門性の向上及び高い倫理観の保持に努めることが求められております。平成17年度における名寄市社会福祉事業団の運営につきましては、多様な福祉サービスが利用者の意向を尊重し総合的に提供されるよう創意工夫をし、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう業務の推進に当たってまいりました。それぞれのサービス提供につきましては、利用者の処遇の向上及び充実のため施設整備、健康管理及びマンパワーの養成に努めるとともに、家族及び地域との交流を図るなどして社会福祉の増進に努めてきたところであります。また、居宅介護支援事業所及び在宅介護支援センターにつきましては、利用者及び家族の福祉増進のため、介護に関する総合的な相談に応じ、ニーズに対応した各種の保健福祉サービスが受けられるよう努めてまいりました。市営シルバーハウジングの入居者に対しましては、地域の中で自立して、安全かつ快適な生活ができるよう生活援助員を派遣し、生活指導、生活相談、緊急時の対応など在宅生活の支援に当たってまいりました。

次に、平成17年度の収支状況について申し上げます。一般会計及び市営シルバーハウジング特別会計を合わせ、収入総額5億6,778万6,735円に対し、支出総額は5億5,057万8,016円であり、収支差し引き1,720万8,719円は翌年度に繰り越したところであります。

今後も利用者のさまざまなニーズにこたえるため、施設の機能と特性を生かしながら、地域福祉の増進に一層努力をしてまいります。

以上、5件を一括して御報告させていただきました。よろしく御審議くださいますようお願い申

申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 以上で報告第4号外4件の報告を終わりますが、本日の会議終了後、議員協議会で質疑を行いますので、お含みおきを願います。

---

○議長（田中之繁議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日より12日までの7日間を休会といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、明日より12日までの7日間を休会とすることに決定をいたしました。

---

○議長（田中之繁議員） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれもちまして散会いたします。

御苦労さまでございました。

---

散会 午後 1時32分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 田 中 之 繁

署名議員 竹 中 憲 之

署名議員 小野寺 一 知